

事務連絡  
令和7年12月5日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課御担当者様

国土交通省道路局高速道路課

### 令和8年度における有料道路の障害者割引制度の改正について(情報提供)

有料道路の障害者割引措置については、申請手続等に関して種々の御協力をいただいているところです。当該制度につきまして、下記の改正を令和8年4月に予定しております。

また、有料道路事業者より、現時点の案として別添のとおり変更概要や留意点の提供がありましたため、運用開始に先立って情報提供させていただきます。

具体的な運用開始日については、有料道路事業者におけるマニュアル等の整備や、関係機関との調整を経た後、改めてお知らせします。

つきましては、関係者への周知等につき御協力いただくようお願いします。

#### 記

##### ・E T Cカードの取扱いについて

有料道路における障害者割引制度において、E T C無線通行による本割引の適用に当たっては、本人名義のE T Cカードを事前登録することを要件としていますが、未成年の重度の障害者で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のE T Cカードの登録を認めているところです。

他方、令和4年4月の民法改正により成年年齢が引き下げられたものの、実態として、クレジットカード会社の発行要件によっては、高校生であることを理由に成年後もクレジットカードが発行されない事例が一定数存在するものと認識しております。

これにより、高校生であることを理由にE T C利用登録ができる障害者が存在する状況を踏まえ、対象障害者が20歳未満の場合に限り、未成年時と同様に、障害者本人名義以外のE T Cカードの登録を可能とするなどの変更を行う予定です。

以上

## 有料道路における障害者割引制度の変更内容について（令和8年度）

### ○変更の背景

現在、有料道路における障害者割引制度において、ETC 無線通行による本割引の適用に当たっては本人名義の ETC カードを事前登録することを要件としていますが、未成年の重度の障害者で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードの登録を認めているところです。

他方、令和4年4月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられたものの、実態として、クレジットカード会社の発行要件によっては、高校生であることを理由に成年年齢に達していても、クレジットカードが発行されない事例が依然として一定数存在するものと認識しているところです。

これにより高校生であることを理由に ETC 利用登録ができない障害者が存在する状況を踏まえ、高速道路会社等で検討した結果、障害者本人名義以外の ETC カードの登録を可能とする範囲等を変更するものです。本件に関する変更概要、日程及び注意点は以下のとおりです。

### ○変更概要（下線部が変更箇所）

- ・ETC 無線通行により本措置の適用を受けようとする場合、対象障害者が 20歳未満の時は、障害者本人名義以外の ETC カードの登録を可能とします。
- ・上記変更後に本人以外で登録可能な名義は、従来の、親権者若しくは親権者に準ずる者（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれらのいずれかに該当していた者を含む。）又は未成年後見人（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれに該当していた者を含む。）に加え、成年後見人、保佐人又は補助人とします。

### ○日程

・～令和8年2月下旬（予定）：福祉担当窓口あてに変更内容及び手続き方法等についてお知らせ

・令和8年4月（予定）～：運用開始予定

※ご利用者に対しては、福祉担当窓口へお知らせした以降、高速道路会社等のホームページ等により周知する予定です。

### ○注意点

・今回の変更により対象となる法定代理人等の名義人（※）についても、従前と同様に、市区町村の福祉担当窓口で障害者本人との関係を証明書類により確認いただく必要があります。（申請手続き自体に変更はございません）

※対象障害者が20歳未満の成年の場合に対象となる名義人は以下の通りです。

- ・対象障害者が成年に達する誕生日の前日に、親権者又は親権者に準ずる者（成年に達した障害者ご本人の父母、監護者、児童福祉法に定める里親等）のいずれかに該当していた者
- ・対象障害者が成年に達する誕生日の前日に、未成年後見人に該当していた者
- ・成年後見人、保佐人又は補助人

- ・本運用の適用対象は、従前と同様に、重度の身体障害者もしくは知的障害者であり、本人以外の運転により割引適用受け、かつ、本人運転による割引適用を受けない者に限ります。その他の本割引の適用要件にも変更はありません。
- ・本人以外の名義の ETC カードを利用登録する場合で、手帳に記載されている割引有効期限が 20 歳に達する誕生日を超えて設定されている場合は、当該障害者の方の 20 歳に達する誕生日までが ETC 割引有効期限となります。
- ・上記の場合で、20 歳に達する誕生日後も引き続き ETC での本割引の適用を受けようとする場合は、従前と同様に本人名義の ETC カードに切り替えの上、再度 ETC 利用登録申請を行っていただく必要があります。

※今般の制度改正に合わせて、ご案内冊子、事務受付マニュアルの改訂を行う予定です。

以上

# 有料道路における障害者割引制度の変更内容について（ETCカードの取扱い）

## 背景

- 有料道路における障害者割引制度において、ETC無線通行による本割引の適用に当たっては本人名義のETCカードを事前登録することを要件としているが、未成年の重度の障害者で本人以外の運転による本割引の適用を受けない場合に限り、本人以外名義のETCカードの登録も認めているところ。
- 一方、令和4年4月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられたものの、実態として、成年年齢に達している場合であっても、クレジットカード会社の発行要件によっては高校生に対してクレジットカード（ETC）が発行されない事例が依然として一定数存在するものと認識。
- 上記により、成年となった高校生の障害者において、ETC利用登録ができないという課題がある。

## 制度変更の概要

- ETC無線通行により本措置の適用を受けようとする場合、対象障害者が**20歳未満の時**は、障害者本人名義以外のETCカードの登録を可能とする。
- 障害者本人以外で登録可能なETCカードの名義は、上記に伴い、下記のとおりとする。
- 本人名義以外のETCカードを登録し、20歳に達する誕生日後も引き続きETCでの割引適用を受けようとする場合は、障害者本人名義のETCカードに切り替えの上、再度 E T C 利用申請を行う必要がある。

※申請手続き自体は変更なし。

## 登録可能なETCカードの名義人とその範囲

### 現運用（2026.3までの申請）

未成年の重度の障害者の方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のETCカードも対象となる。

### 新運用（2026.4以降の申請）

**20歳未満**の重度の障害者の方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、**親権者その他の法定代理人等**名義のETCカードも対象となる。

	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
現運用 (~2026.3)	本人 or 親権者又は 法定後見人名義 のカード				本人名義 のカード	
新運用 (2026.4~)	本人 or 親権者その他の法定代理人等名義 のカード			本人名義 のカード		

## 対象となる法定代理人等の詳細

### 【①親権者等】

障害者ご本人の親権者又は親権者に準ずる方（成年に達した障害者ご本人の父母、監護者、児童福祉法に定める里親等）をいう。（**障害者ご本人が成年に達する誕生日の前にこれら**のいずれかに該当していた方を含む。）

### 【②その他（後見人等）】

家庭裁判所が選任した未成年後見人（**障害者ご本人が成年に達する誕生日の前にこれに**該当していた方を含む。）、**成年後見人、保佐人又は補助人**をいう。

## 注意点

今回の変更により新たに対象となる法定代理人等の名義人（上記「対象となる法定代理人等の詳細」中赤字記載の方）についても、従前と同様に、障害者本人との関係を証明書類により確認が必要。（申請手続きに変更なし）